

『水中遺跡保護の在り方について』（報告）

平成29年10月31日

水中遺跡調査検討委員会

文 化 庁

目次

【本文編】

はじめに	1
第1章 水中遺跡とは	2
1. 水中遺跡の定義	2
水中遺跡の定義	
2. 水中遺跡の種類と特性	3
水中遺跡の形成要因と種類, 水中遺跡の歴史的特性, 水中遺跡の物理的特性	
3. 水中遺跡保護に関する現状と諸課題及び本報告の目的	5
水中遺跡保護の現状, 水中遺跡保護に関する課題, 本報告の目的	
第2章 諸外国における水中遺跡保護の現状	7
1. 諸外国における水中遺跡保護の経過	7
水中遺跡保護の取組と沈没船の引揚げ, 保護体制整備の経過, 水中遺跡保護に関する条約	
2. 諸外国における水中遺跡保護の成果と課題	8
諸外国における体制整備, 引き揚げた沈没船や遺物の保存・活用と維持管理, 引揚げから現状保存へ	
3. 我が国において検討を要する事項	10
第3章 水中遺跡保護の現状と課題	11
1. 水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組	11
(1) 地方公共団体によるこれまでの主な取組	
(2) 大学等研究機関によるこれまでの主な取組	
(3) 文化庁によるこれまでの主な取組	
2. 水中遺跡保護に関する行政的な課題	13
(1) 把握・周知	
把握, 周知	
(2) 調整	
(3) 保存	
(4) 活用	
(5) 水中遺跡保護を図る上で必要となる措置	
(6) 体制	

第4章 水中遺跡保護の在り方	16
1. 陸上の埋蔵文化財行政との共通点と相違点	16
(1) 共通点	
(2) 相違点	
2. 水中遺跡保護の在り方	18
(1) 把握・周知	
把握・周知の考え方と水中遺跡の特性, 把握の方法と手順, 範囲の絞り込み, 現地調査, 周知, 埋蔵文化財包蔵地として扱うべき水中遺跡の範囲	
(2) 調整	
開発事業の把握, 調整, 大規模開発への対応	
(3) 保存	
保存の形態, 保存の措置,	
(4) 活用	
(5) 水中遺跡の調査の際に必要な留意点	
沈没船及び積載物であった遺物の取扱い, 水中遺跡保護に係る費用, 沈没船の引揚げ	
3. 水中遺跡保護の体制	26
(1) 市町村の役割	
(2) 都道府県の役割	
(3) 国の役割	
 おわりに	 29

【解説編】

水中遺跡に関する法律等	33
1 漁業法について	
2 水産資源保護法について	
3 鉱業法について	
4 水難救護法について	
5 海洋法に関する国際連合条約について	
6 潜水作業について	
7 モニタリングについて	

【資料編】

- 1 諸外国における水中遺跡保護に関する取組…………… 45
アメリカ, イタリア, イギリス, オーストラリア, オランダ, スウェーデン, 韓国,
中国, デンマーク, フランス
- 2 我が国における水中遺跡保護に関する取組…………… 69
開陽丸(北海道江差町), 史跡十三湊遺跡(青森県五所川原市), 史跡和賀江嶋(神奈
川県鎌倉市), 琵琶湖総合開発(滋賀県), 栗津湖底遺跡(滋賀県大津市), 温泉津港
沖海底遺跡(島根県太田市), 沈没船(19世紀のイギリス船)埋没地点遺跡—推定
いろは丸—, 玄界島海底遺跡(タケノシリ遺跡)(福岡県福岡市), 相島海底遺跡(福
岡県新宮町), 佐賀県海揚がり遺物(佐賀県), 鷹島海底遺跡(長崎県松浦市),
倉木崎海底遺跡(鹿児島県宇検村), 沖縄県沿岸地域遺跡(沖縄県), ベナレス号沈没
地点(沖縄県国頭村), ファン・ボッセ号沈没地点(高田海岸遺跡)(沖縄県多良間村)
- 3 我が国における水中遺跡の活用に関する取組…………… 87
新潟県立歴史博物館:企画展「UMIAGARI—海揚がり—日本海に沈んだ陶磁器」
滋賀県:琵琶湖湖底遺跡の活用
和歌山県串本町:エルトゥールル・プロジェクト
香川県:香川県における海揚がり遺物の活用
鹿児島県宇検村:シンポジウム「KURAKIZAKI 2015—倉木崎海底遺跡の魅力を探る—」
沖縄県立博物館・美術館:特別展「水中文化遺産—海に沈んだ歴史のカケラー」
九州国立博物館:九州国立博物館における水中遺跡の常設展示
九州国立博物館:特別展「水の中からよみがえる歴史—水中考古学最前線—」
文化庁:「発掘された日本列島2017」展 特集Ⅱ「発掘された水中遺跡」
文化庁・九州国立博物館:平成28年度 日中韓文化遺産フォーラム「水中文化遺産
の保護と活用」
- 4 水中遺跡の調査に使用する機器類…………… 101
サイドスキャン・ソナー(音波探査機), マルチビーム測深機, 磁気探査機, サブボ
トム・プロファイラ(表層調査機), 無人探査機(水中ロボット)
- 5 水中遺跡調査関連機関…………… 107
独立行政法人国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)
NPO 法人アジア水中考古学研究所(ARIUA)
NPO 法人水中考古学研究所
- 6 参考資料…………… 113
(1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について
(2) 水中遺跡調査検討委員会委員

- (3) 水中遺跡調査検討委員会協力者
- (4) 水中遺跡調査検討委員会における検討経緯
- (5) 委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」(受託者：独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館)

7 関係資料 125

- (1) 「文化財保護法」(抜粋)
- (2) 「文化財保護法の一部改正について」(抜粋)
(昭和29年6月22日付文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (3) 「漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱いについて」
(昭和34年1月27日付文委記第2号 文化財保護委員会事務局長依頼)
- (4) 「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」
(昭和35年3月15日付文委庶第26号 文化財保護委員会事務局長通知)
- (5) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」
(平成10年9月29日付庁保記第75号 文化庁次長通知)
- (6) 「水中文化遺産の保護に関する条約」(仮翻訳・抜粋)
- (7) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』(抜粋)
- (8) 『埋蔵文化財関係統計資料』—平成28年度—(抜粋)

【要 旨】

英 文	183
中国文	188
韓国文	192